



2025 年 8 月 28 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 レ ン ト
代 表 者 名 代表取締役 会長兼社長執行役員 岡田 朗
(コード番号：372A 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 専務執行役員 管理本部長 鈴木 光
(TEL 054-265-2201)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2025 年 8 月 28 日開催の取締役会において、以下のとおり自己株式の処分を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本自己株式処分の概要

(1) 処分期日	2025 年 9 月 25 日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 13,700 株
(3) 処分価額	1 株につき 6,380 円
(4) 処分総額	87,406,000 円
(5) 処分先及びその人数並びに 処分株式の数	取締役（監査等委員である取締役を除く。） 4 名 7,800 株 監査等委員である取締役 1 名 600 株 取締役を兼務しない執行役員 4 名 5,300 株

2. 本自己株式処分の目的及び理由

当社は、2025 年 8 月 28 日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「監査等委員以外取締役」という。）及び執行役員が株主の皆様と利益意識を共有することを主眼に長期的な株式価値の増大と報酬を連動させ、当社グループ全体の企業価値向上に資するため、並びに、監査等委員である取締役が、当社の企業価値毀損の防止及び、経営の健全性と社会的信頼の向上に資するため、取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び執行役員に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することを決議いたしました。

なお、当社の取締役の報酬額は、2022 年 8 月 30 日開催の第 38 回定時株主総会において、監査等委員以外取締役は年額 280 百万円以内、監査等委員である取締役は年額 50 百万円以内とすること、及び 2023 年 8 月 29 日開催の第 39 回定時株主総会において、当該報酬額の範囲内で、譲渡制限付株式の付与のための報酬として、監査等委員以外取締役は年額 60 百万円以内（引き受ける募集株式の数の上限は年 20,000 株以内）、監査等委員である取締役は年額 8 百万円以内（引き受ける募集株式の数の上限は年 2,500 株以内）を支給することにつき、ご承認をいただいております。

3. 割当契約の概要

当社が処分先の各取締役及び執行役員（以下、本引受人という。）と個別に締結する割当契約の概要は以下のとおりであります。

（１）譲渡制限期間

2025 年 9 月 25 日～2055 年 9 月 24 日

（２）譲渡制限の解除

当社は、本引受人において、本譲渡制限期間の開始日より本譲渡制限期間の開始日の属する事業年度の決算報告又は確定に係る定時株主総会の開催日までの期間（以下「本対象業務提供期間」という。）、継続して当社の取締役、執行役員、又は使用人（以下「役職員」と総称する。）のいずれかの地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点（ただし、本引受人が（３）無償取得事由 第２項及び第３項に定める無償取得事由に該当することなく正当な理由により退任した場合又は死亡により退任した場合（以下「正当な理由等により退任した場合」という。）は当該退任の直後の時点）をもって、当該時点において本引受人（本引受人が死亡により退任した場合は本引受人の相続人）が保有する本株式の全部についての本譲渡制限を解除する。ただし、本対象業務提供期間満了日前に本引受人が正当な理由等により退任した場合には、当該退任日まで本引受人が継続して当社の役職員の地位にあったことをもって、前記の条件は充足され、当社は、当該時点において本引受人が保有する本株式のうち、（３）無償取得事由 第４項に基づき当社が本引受人から無償で取得する部分以外の部分についての本譲渡制限を解除する。

また、本引受人は、本譲渡制限期間中、本株式に係る議決権その他の株主権を行使することができる（剰余金の配当の受領を含む。）。

（３）無償取得事由

当社は、本譲渡制限期間が満了した時点において本譲渡制限が解除されていない本株式の全部について、当該時点の直後に、当然にこれを無償で取得する。

- 2 本引受人が本譲渡制限期間中に次の各号のいずれかに該当した場合、当社は、本引受人が当該各号に該当した時点をもって、本株式の全部を当然に無償で取得する。
 - ① 本引受人が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ② 本引受人について破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合
 - ③ 本引受人が差押え、仮差押え若しくは仮処分の申立てを受け、又は保全差押えを受けた場合
 - ④ 本引受人が当社の役職員の地位から退任した場合（ただし、（i）別の役職員に就任又は同じ役職員に再任する場合、（ii）正当な理由により退任した場合、及び（iii）死亡により退任した場合を除く。）
 - ⑤ 本引受人が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これらに準ずるものを意味する。以下同じ。）であること又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
- 3 本引受人が本譲渡制限期間中に次の各号のいずれかに該当した場合、当社は、本引受人に対して本株式を無償で取得する旨を書面で通知することにより、当該通知の到達した時点（当該通知を本引受人が受領しない場合であっても、当該通知が、本引受人の住所又は日本国内の連絡場所に、通常到達すべき時期に到達したものと当社がみなした時点を含む。）をもって、本株式の全部を当然に無償で取得する。
 - ① 本引受人において、当社グループの事業と競業する業務に従事し、又は競合する法人その他の団体の役職員に就任したと当社の取締役会が認めた場合（ただし、当社の書面による事前の承諾を取得した場合を除く。）
 - ② 本引受人において、法令、当社グループの内部規程又は本契約に重要な点で違反したと当社の取締役会が認めた場合、その他本株式の全部を当社が無償で取得することが相当であると当社の取締役会が決定した場合

- 4 本引受人が本対象業務提供期間中に（3）無償取得事由 第2項第4号のただし書（ii）又は（iii）の事由に該当した場合には、当社は、本引受人が退任した時点をもって、次の第1号の数から第2号の数を減じた数の本株式を当然に無償で取得する。

① 本株式数

- ② 本払込期日を含む月から本引受人が（3）無償取得事由 第2項第4号ただし書（ii）又は（iii）の事由に該当した日を含む月までの月数を12で除した数に、本株式数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）

（4）組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に次の各号に掲げる事項が当社の株主総会（ただし、第2号において当社の株主総会による承認を要しない場合及び下記第6号においては、当社の取締役会。）で承認された場合（ただし、次の各号に定める日（以下「組織再編等効力発生日」という。）が本譲渡制限期間の満了時より前に到来するときに限る。）には、当社の取締役会の決議により、本払込期日を含む月から当該承認の日（以下「組織再編等承認日」という。）を含む月までの月数を12で除した数（1以上の場合は1）に、組織再編等承認日において本引受人が保有する本株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本株式について、組織再編等効力発生日の直前の時点をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約 合併の効力発生日
- ② 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画（当社が、会社分割の効力発生日において、当該会社分割により交付を受ける分割対価の全部又は一部を当社の株主に交付する場合に限る。） 会社分割の効力発生日
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画 株式交換又は株式移転の効力発生日
- ④ 株式の併合（当該株式の併合により本引受人の有する本株式が1株に満たない端数のみとなる場合に限る。） 株式の併合の効力発生日
- ⑤ 当社の普通株式に会社法第108条第1項第7号の全部取得条項を付して行う当社の普通株式の全部の取得 会社法第171条第1項第3号に規定する取得日
- ⑥ 当社の普通株式を対象とする株式売渡請求（会社法第179条第2項に定める株式売渡請求を意味する。） 会社法第179条の2第1項第5号に規定する取得日

- 2 前項に規定する場合には、当社は、組織再編等効力発生日の直前の時点をもって、同時点において本譲渡制限が解除されていない本株式の全部を当然に無償で取得する。

（5）株式の管理に関する定め

本引受人は、証券会社に、当社が指定する方法にて割当株式について記載又は記録する口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、割当株式を当該口座に保管・維持するものとする。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、当社取締役会決議日の前営業日（2025年8月27日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である6,380円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと判断いたしました。

以 上